平成23年度第1回清掃審議会

会 議 録

平成23年5月23日(月)午後3時 開会会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階405会議室

平成23年度 第1回清掃審議会 会議録

日時 平成23年5月23日(月) 午後3時00分から 会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階405会議室

出席委員 小林委員、菅原委員、松原委員、熊田委員、小松委員、坂田委員

椎谷委員、高野委員、武田委員、橋本委員、藤井委員、山下委員

欠席委員 菊野委員、竹林委員、内藤委員

事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長

伊深廃棄物施設課長補佐 ほか

1. 開会

斉藤廃棄物政策課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認等

斉藤廃棄物政策課長補佐(資料の確認等)

3.環境部長挨拶

泉環境部長:こんにちは。本日は御多忙のところ新潟市清掃審議会にお集まりいただき誠にあり がとうございました。今年度初めての審議会ということでございますので、一言ご挨拶をさせて いただきます。平成 19 年度に現在の「新潟市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成 20 年 6 月には答申いただきました新ごみ減量制度を開始することが出来ました。さらにはその成果とい たしましては、大幅なごみの減量を達成することができ、家庭系ごみにつきましては約30%の減 量を達成しているところです。今年度はこの計画策定から 5 年が経過することから、中間見直し の年として位置付けまして、これまで基本計画に基づき行われました施策を点検・評価するとと もに、そこから抽出された課題を再整理いたしまして、数値目標を含めた今後8年間の計画を策 定することとしております。今年度審議会では新たな基本計画を策定するにあたり、ひとつは家 庭系ごみの成果を踏まえた今後のあり方、ふたつ目には、数字的には後ほど申し上げますが、一 般廃棄物における事業系のごみ 98,000 トンの取り扱いについて、等々を主要テーマといたしまし て、この他、先般発生いたしました東日本大震災、これらにおける大規模な災害における初動期 の処理体制等々を含めました幅広いご意見を賜りますとともに、委員の皆様からの貴重なご意見 を賜り、最終的には新潟市の成案を得たいという気持ちで考えているところでございます。後ほ ど事務局からも説明させていただきますが、今年度の審議会はこういった重い課題、あるいは多 様な課題を背負った審議会だということでございます。今後の審議状況により柔軟に対応してい きたいと考えておりますが、今現在の予定では 6 回程度開催させていただきたいと考えておりま

す。今年度中には、ごみ処理基本計画を新潟市として改定し、これを公表するという仕事があります。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中大変恐縮でございますが、よろしくお付き合いいただきますとともに、審議へのご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、これをもってご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

4.会議の成立

斉藤廃棄物政策課長補佐(12名の委員出席により会議成立の報告)

5. 諮問「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」

斉藤廃棄物政策課長補佐:会議次第(1)の、「諮問 新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」菅原会長に諮問書をお渡しいたします。なお、本日は環境部長の泉の方が市長の代理といたしまして、会長に諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いします。

泉環境部長:それでは、諮問させていただきます。「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定」について諮問します。よろしくご審議のうえ、答申賜りますようお願いいたします。平成 23 年 5 月 23 日、新潟市長 篠田昭。よろしくお願いいたします。

6.議事

斎藤廃棄物政策課課長補佐:ただいま諮問いたしました文書につきましては、委員の皆様にも写しを資料として配布させていただいております。それでは、この後は会長より議事を進行していただきたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

管原会長:それでは、諮問を受けた内容について審議させていただきます。はじめに、次第にあります「 一般廃棄物処理基本計画の概要、改定手順等について」事務局から説明をお願いします。

「一般廃棄物処理基本計画の概要、改定手順等について」事務局説明

高井廃棄物政策課長:廃棄物政策課長の高井でございます。今年度よろしくお願いいたします。 それでは、最初に資料1より「新潟市一般廃棄物処理基本計画について」ご説明します。

まず、「1.計画の位置づけ」ですが、一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法によって市町村に策定が義務付けられているものでございます。上位計画である新潟市総合計画や新潟市環境基本計画と整合性をとることも求められており、新潟市の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものでございます。なお、廃棄物処理法施行規則において一般廃棄物処理計画は「基本計画」と「実施計画」に分けて定めることとされており、今回はこの「基本計画」について見直しを行うものでございます。基本計画の実施のための具体的事項については、市が毎年度策定する「実施計画」で定めるという構造になっています。

廃棄物処理法の関連条文については配布いたしました参考資料1 に、上位計画の一般廃棄物関連記述については参考資料2 にまとめてありますので、必要に応じて参照していただければと思います。

次に、「2.現計画の概要」の「(1)計画の策定過程」です。現在の基本計画は平成 19年6月

に策定しておりますが、計画策定に先立って、基本的な方向性について当審議会で審議していただきました。審議開始は旧巻町との合併直後の平成 17 年 10 月であり、当時は市町村合併、政令市移行という大きな情勢変化の中で、「政令市移行後のごみ減量施策のあり方」として「家庭系ごみの分別区分のあり方」、「家庭系ごみの負担のあり方」、「事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方」の 3 点について諮問いたしました。市民の生活に直結する制度変更を想定していたこともあり、市民・事業者の意見を反映しつつ、答申まで 1 年 4 か月に渡って審議が行われております。

その答申に基づき、事務局で基本計画の素案を作成し、審議会及び市民・事業者の意見を反映した上で最終的に策定されました。

続いて「(2)計画期間ですが、平成 19 年度から平成 26 年度までの 8 年間となっていましたが、 平成 23 年度を短期計画期間とし、状況を踏まえ見直すこととしています。そのため、今回計画の 見直しについて審議をお願いしているところでございます。

次に「(3)目標と方針」ですが、現計画の構成の説明となります。計画ではまず基本理念として「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を、そして基本理念に向けた数値目標として「家庭系ごみ量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の目標値を設定しております。そして、この数値目標を達成するための5つの基本方針を定めるという構成になっております。

それでは、資料2をご覧ください。この基本計画をどのような手順で改定するかについてご説明いたします。まず、「1.改定方法の考え方」ですが、緑色の冊子の53ページをお開きください。この53ページにも記載されておりますが、PDCAサイクルにおける、いわゆるマネジメントサイクルにおける、Check (評価)とAction (改善)を行うということになります。そしてこの改善にあたっては、行政だけでその改善方法を決めるのではなく、審議会で審議をしていただきたいというものでございます。今回は、家庭系ごみのさらなる減量、事業系ごみの減量に関して、特に新たな方向性を打ち出す必要がある分野として諮問しております。また、時流・外部環境の変化を踏まえた際に、基本理念や目標指標など計画の大枠の修正についても検討は必要だと考えております。そして改定素案ができた時点で、広く市民・事業者の意見を聞きたいと考えております。

次に「2.改定計画の計画期間」ですが、現計画を踏襲し来年度からの8年間としたいと考えています。また、現計画同様に5年目を中間目標年度として、その時点の状況を踏まえ計画を再度見直したいと考えています。

では、「3.改定手順」として今年度全体的な流れをご説明いたします。まず、委員の皆様に、現計画の点検結果とその評価についての認識を共有していただきます。次に評価を受けて改善作業に入るわけですが、具体的な方針や施策について議論する前提となる、基本理念や目標指標など計画の大枠について修正が必要か、審議していただきます。その後、特に新たな方向性を打ち出すべき分野において、目標指標に向けた施策等を審議していただきます。この際、必要があれば諮問事項以外についてもご意見をいただきたいと考えております。

これら審議を経て答申をいただき、答申に基づき事務局が改定計画の素案を作成いたします。 この段階で、新たな施策の効果も踏まえて数値目標案を設定したいと思います。素案について改 めて審議会の意見をいただき、パブリックコメントを経て最終的に決定、公表となります。 具体的なスケジュールについては、資料3をご覧ください。予定では、今回の第1回は事務局からの説明が中心となりますが、第2回で基本理念・目標指標の修正について、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」について審議していただきます。時間の状況をみて「事業系ごみ減量施策のあり方」についても審議に入れればと考えております。

第 3 回では事業系ごみの審議のほか、災害時の対応などその他の諸課題について説明させていただき、ご意見をお聞きしたいと考えております。

第4回で答申案について審議していただき、答申をいただければと思っております。10月までが審議会委員の任期となっておりますので、委員の改選を挟みまして、5回目に基本計画の素案を審議していただきます。その後パブリックコメントを実施し、第6回で基本計画の最終審議となります。改訂計画の公表は2月を予定しております。

以上、「一般廃棄物処理基本計画の概要、改定手順等について」事務局からの説明とさせていた だきます。よろしくお願いいたします。

菅原会長:ただいまの説明に、質問やご意見はありますでしょうか。

(質問・意見なし)

菅原会長:まず答申を9月までにまとめて、素案を作成すると。

高井廃棄物政策課長:はい、そうです。

「現計画の点検結果について」事務局説明

菅原会長:それでは次に、「 現計画の点検結果について」事務局より説明をお願いします。

高井廃棄物政策課長:はい。続きまして、「現計画の点検結果について」説明いたします。<u>資料4</u>をご覧ください。まず<u>資料4</u>の数値目標の達成状況についてご説明いたします。1 人 1 日あたりの家庭系ごみ量は、平成 19 年度実績の 670g から 3 割減少し、平成 21 年度で 479g となっております。また、リサイクル率につきましても、平成 19 年度実績の 18.3%から平成 21 年度で 27.5%と、10 ポイント近く上昇しております。

これらは、平成 20 年 6 月から開始された「新ごみ減量制度」による成果といえ、現計画における平成 23 年度の数値目標である、1 人 1 日あたり 570g、リサイクル率 23.0%を達成し、平成 26 年度の最終目標についても前倒しで達成しているところでございます。

このように、新ごみ減量制度実施後、大きくごみ量が減少したわけですが、平成 22 年度の 1 人 1 日あたりのごみ量は、速報値で 473g となり心配されていたごみ量が元に戻る現象、いわゆるリバウンドも発生していない状況です。

次に、最終処分量についてですが、ごみ量の減少とリサイクル率の上昇に伴って、大幅に減少しており、平成 21 年度実績で 30,362t となっております。こちらも、平成 23 年度目標値である 39,000t、平成 26 年度の目標値である 32,000t を前倒しして達成しております。

一方、事業系ごみ量については、平成 23 年度目標を 113,000t と設定しており、現状において

目標は達成している状況です。しかしながら、経年での変化を見ると、平成 21 年度実績で 95,679t と、平成 19 年度と比較してもそれ程減少しておりません。また、家庭系ごみが先ほども述べましたとおり 3 割減少したことに比べても減量率が小さく、引き続き事業系ごみに対する施策の展開が必要と認識しております。

続きまして、<u>資料 5</u>をご覧ください。資料 5 は現計画の点検結果のまとめになります。現計画においては、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に、5 つの基本方針のもと、各施策を展開しているところでございます。

事務局では、現計画の基本方針にぶら下がる基本施策に基づき、これまで実施されてきた個別の事業について、これまでの取組みを整理し、その効果を評価したうえで、今後の課題を抽出いたしました。その抽出された課題をもとに次期計画における課題を整理し、重点課題を3点あげております。重点課題については後ほど詳しく状況をご説明しますので、ここでは基本方針ごとの点検結果と評価までを説明させていただきます。

詳細について、<u>資料5別紙1~5</u>で説明させていただきます。すべてを説明する時間的余裕がありませんので、重要な部分の説明に止めさせていただきたいと思います。

資料5別紙1をご覧ください。まず、基本方針1ですが、こちらは「ごみを減らす仕組みづくりの推進」ということで、情報の共有化や市民・事業者・市の協働、意識啓発や環境教育といったことが挙げられています。

新ごみ減量制度の開始に伴い、新潟市のごみ関連ホームページをリニューアルしました。また、新制度開始後のごみ量を維持するため、ごみと資源の情報紙「サイチョプレス」を年 4 回発行しており、昨日も vol.9 が新聞折込みで発行されたところでございます。このような取組みにより、各方面への情報の共有化は図られていると考えられ、評価を とさせていただきました。また、「クリーンにいがた推進員制度」を平成 19 年度に創設し、研修会や施設見学会を通し、地域と協働した体制作りに努めて参りました。事業者との協働については、「ごみ減量化・資源化協力店認定制度」に基づき、主に小売店における白色トレーや牛乳パック等資源化物の拠点回収やマイバック持参運動を推進するとともに、排出事業者に対しては「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」のパンフレットを作成配布し、説明会を実施して参りました。

一方、三者協働による推進体制の整備については、市民・事業者・市が緊密に連携し、情報交換を行える体制整備は達成できていないため。環境教育の充実については、社会科用副読本の配布や環境教育実践協力校の指定等の施策を展開して参りましたが、小学校入学前の幼児や高校生以上を対象とした啓発事業が充実しているとはいえない現状のため。また、生ごみリサイクルの推進では、家庭系生ごみ排出量に変化がみられず、電動生ごみ処理機の補助実績も低迷していることからとさせていただきました。

それでは、資料 5 別紙 2 をご覧ください。次に基本方針 2 は「家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進」でございます。

こちらは、「10 種 13 分別に資源化の推進」や「家庭系ごみ有料化の実施」といった基本施策が並んでおりますが、これらは平成 20 年 6 月の新ごみ減量制度の開始により、ほぼ予定通りに実施でき、効果も十分発現したと考えております。しかし、燃やすごみの中に、リサイクルが可能な

古紙がまだ多く混入していることや、巻広域での分別の統一が達成できていないなどの課題がございます。

引き続きまして、資料5別紙3をご覧ください。基本方針3は「事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」ですが、排出抑制・リサイクルの推進として、新ごみ減量制度の開始とともに、事業系ごみに含まれる、古紙類の搬入規制を全市に拡大いたしました。また、先ほども述べました、「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」パンフレットの作成・配布、大規模事業所に対する減量計画書の提出、立ち入り検査を通して、事業者の意識啓発や指導を展開してまいりました。しかしながら、事業系ごみ排出量の減量率は、家庭系ごみに比べ低く、また依然として古紙の混入があり、食品廃棄物の資源化も不十分であるなど、効果の発現が限定的といえるため、×という評価をさせていただきました。

それでは、<u>資料5別紙4</u>をご覧ください。基本方針4は「違反ごみ対策と不法投棄対策の拡充」 でございます。

新ごみ減量制度の開始に伴い、「10種 13分別」が始まったわけですが、その後も分別が徹底されずに、違反ごみとして排出されるケースもあることから、特に共同住宅の違反ごみの多いごみ集積場を巡回・調査し、管理会社等に対する指導を実施して参りました。また、平成 22年6月に実施した「ごみ減量・リサイクル推進月間」では、職員がごみ集積場を早朝に巡視し、クリーンにいがた推進員とともに連携した分別指導を展開して参りました。

不法投棄対策では、民間警備会社への委託によるパトロールの強化や監視カメラ・不法投棄禁止看板の設置を行うとともに、地域一斉清掃やボランティア清掃を定期的に実施することによる市民参加の促進により、地域の美化活動を推進して参りました。

これら、各種の施策を展開して参りましたが、現状において十分な効果が現れているとはいえず、ごみ集積場からの資源物の持ち去り行為が見かけられるなど、いくつかの課題も残っていることから、 と評価させていただきました。なお、ぽい捨て行為などについては、条例を制定し、環境美化指導員の巡視により、一定の効果がみられたと考えております。

それでは別紙5をご覧ください。最後に基本方針5の「収集・処理体制の整備」でございます。 基本施策1~4に関しましては、収集運搬における委託料算定方法の統一化や資源ごみ等に係る搬 入施設の集約化により、効率的な収集運搬・処理体制の整備を図って参りました。

また、焼却施設につきましては、平成24年4月から稼動を予定しております、新・新田清掃センターを公設民営方式で整備し経費節減を図るとともに、エネルギー回収の能力を増強し、施策に基づいた整備を進めて参りました。最終処分場についても、新・赤塚最終処分地の整備を進めて参りました。最終処分場の残余年数は15年から22年に向上することとなっております。

これらは、計画通りに施策が実施され、効果の発現も十分と考えられるため、 と評価させて いただきました。

長期的な処理体制の検討ですが、本市には合併市町村が整備した小規模施設が多いことから、 経済性・効率性の観点から見直すことが必要となっており、また、新ごみ減量制度の開始に伴い、 大幅にごみが減少したことから、現在ある焼却施設の運転の休止など市内の焼却施設について比 較検討を行って参りました。

また、災害時のごみ処理対策については、新潟市地域防災計画において「廃棄物処理応急計画」「トイレ対策計画」を策定しているものの、先般発生した東日本大震災のような大災害においては、現行の体制では不十分であるということが改めて認識されたところでございます。これらは、効果の発現が十分とはいえない部分もあるため、という評価をさせていただきました。

以上、「現計画の点検結果について」の説明とさせていただきました。よろしくお願いいたします。

菅原会長:今の点検結果の説明について、質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

(質問・意見なし)

菅原会長:方針によって、 が多かったりしますね。

泉環境部長:私共の評価の一番右側に をつけるとか×をつけるとか をつけるとか、あるいは 委員のみなさんに委ねるとか、そのような問題もだいぶ議論させていただきましたが、 に それほど意味があるということではなくて、むしろこれまでの取組みに対する効果と課題という ところをご覧いただきながら、議論を進めていただけるとありがたいと思っています。

菅原会長:これは目安ということですね。

泉環境部長:5 段階評価にする方法もあるでしょうし、委員の皆様、市民の皆様にもつけていただくという方法もあると思いますが、全体を通して見たときに×なのか なのかということはあると思いますけど、効果が十分に発揮されていない部分がけっこうあるので、ということでございます。

菅原会長:とりあえず、事務方による自己評価かと思いますが、そういったことも含めてご意見 とかご質問がありましたら。

(質問・意見なし)

管原会長:よろしいでしょうか。重点課題のところでまた聞きたいということもあるかと思いますので、それではひとつ、先のほうへ進めさせていただきます。なお、重点課題との関連で自己評価とかこの項目でまた何かあれば、そのときご質問・ご意見をいただければと思います。

それでは、「現在の重点課題について」事務局より説明をお願いします。

「現在の重点課題について」事務局説明

高井廃棄物政策課長:それでは、現在の重点課題について説明させていただきます。先ほどの点 検結果を受けて整理した次期計画に向けた現在の重点課題についてですが、資料5をもう一回出 していただけますでしょうか。点検の結果ですね、個別具体的な課題を抽出しましたが、次期計画を検討するにあたっては、個々の課題をそれぞれ解決していくだけでなく、課題を踏まえて総合的な方向性を検討する必要がありますので、3つの重点課題として大項目を整理いたしました。それが一番下の所に書いてあるものでございます。

うち 2 つは諮問事項に直結する「家庭系ごみのさらなる減量」、「事業系ごみの減量」です。3 つ目は「ごみ量の減少に伴う、効率的な処理体制の確立」ということで3つ挙げさせてもらいました。 なお、3 つ目の「効率的な処理体制の確立」については、基本的には行政の責任のもと効率的かつ非常時にも対応できる処理体制を構築すべき事項でございます。諮問事項とはしておりませんが、検討事項を報告しご意見をお聞きしたいと考えております。

それでは、<u>資料 6</u>をご覧ください。重点課題も 3 つありますので、3 つ全部説明するとまた、 質問もいろいろ飛ぶかもしれませんので、1 つずつ説明して、その都度質問なりを受けたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。

【重点課題】「家庭系ごみの減量について」事務局説明

ではまず「家庭系ごみ」から状況をご説明いたします。 資料 6 は家庭系ごみ量の推移のグラフで ございます。棒グラフは実際の排出量で単位はトンでございます。下から「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、 「粗大ごみ」、「資源」、「拠点・集団回収」という区分になっております。赤色の折れ線グラフは 1 人 1 日あたりのごみ量であり、単位はグラムでございます。

家庭ごみに関しては、平成20年6月の新ごみ減量制度移行に伴い、市民の協力でごみ量が大幅に減っております。現計画のもとで大きな成果が得られた分野でございます。ただ、循環型社会の形成に向け、さらなる減量に取り組む必要があり、現在の分別制度の中でどうやってさらに減量するかが課題であります。

いわゆる「ごみ」と言いますのは棒グラフの下から3つ「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」ですが、見てのとおり「ごみ」の大部分は「可燃ごみ」ですので、減量施策の主な対象は「可燃ごみ」となるかと考えております。

それでは<u>資料7</u>をご覧ください。その可燃ごみの組成がどのようになっているかをご説明いたします。

「可燃ごみ」はつまり、「燃やすごみ」と巻広域の「普通ごみ」のことでございます。市では毎年、ごみを収集車からサンプリングし、展開検査による組成調査を行っております。その組成割合の推移を示したのが、左上のグラフですが、この割合を実際の可燃ごみの収集量に掛け合わせて算出したのが、「2.燃やすごみの内訳量の推計」であります。下にグラフを示しておりますが、紙類、枝葉類の量が減少していることが分かります。一方で厨芥類、いわゆる生ごみがあまり変化していない状況でございます。

紙類についてはさらに細かく種類別に組成割合を把握しており、同様に種類別の推計量を算出し、グラフ化したのが右の図になります。紫色の「その他紙類」はティッシュや紙おむつなどリサイクルできない紙ですが、リサイクル可能な新聞紙や雑誌・雑紙がいまだ多く混入している状況が分かります。

続きまして、ごみ量に変化の見られない厨芥類、つまり生ごみに対してどのような施策を実施しているかについてご説明をいたします。 資料 8 をご覧ください。まず、「1.生ごみ堆肥化容器の減額販売、電動生ごみ処理機購入費補助」ですが、家庭系で生ごみを堆肥化または減量する用具について購入時の負担を軽減し、普及推進を図るものです。新ごみ減量制度に移行した平成 20 年度は有料化の影響もあり、補助実績が伸びましたが、その後低迷している状況でございます。

次に「2.乾燥生ごみ堆肥化モデル事業」でございます。これは今年度新規事業であり、電動生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを拠点で回収し、舞平清掃センターで堆肥化するものでございます。市民が乾燥生ごみを拠点に持ち込む動機付けのために、ポイント制により景品を贈呈することといたしました。この事業により、現在廃棄されている乾燥生ごみを資源化するとともに、資源化ルートを用意することで電動生ごみ処理機の購入拡大を図りたいと考えております。

次に、「3.生ごみ水切り運動推進事業」です。こちらは平成22年度に行った、生ごみ水切り用 具のモニター制度の結果で、最も減量効果の高かった「生ごみカラット」と言う風乾容器、風にさ らして水分を飛ばす容器ですが、この普及を図る事業でございます。

「4.食べ残しもったいないキャンペーン」についても、平成 22 年度から実施しているものであり、イベントでのドギーバッグの配布など、食べ残し削減について啓発を行っております。

最後に、「5.地域における生ごみ堆肥化モデル事業」についてですが、こちらも平成 22 年度から取り組んでいるもので、亀田地区と月潟地区において業務用生ごみ処理機を利用した住民主体の生ごみ資源化事業を実験的に行っているものでございます。この実験結果をもとに、どうすれば地域主体の生ごみ資源化事業がうまくいくかを検討したいと考えております。

生ごみ関連事業は以上になりますが、このような現状も踏まえて第2回で「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方について」ご審議いただければと思っております。とりあえずここで、説明を 区切らせてもらいます。

菅原会長:それでは、家庭系ごみのさらなる減量という重点課題について、事務局から説明がありましたが、これに関連して、ご意見ご質問等ありましたら。

【重点課題】「家庭系ごみの減量について」質問・意見等

小松委員:<u>資料7</u>の燃やすごみの関係ですが、3.の燃やすごみの中に古紙類が入っているという数字ですね。それの内訳として一番下にある、主なものはこういったものが入っていると。ということで理解していいですね。

高井廃棄物政策課長:はい。

小松委員:そうすると、実はその他紙類のティッシュ、紙おむつ、これらはリサイクル対象とは異なっていますが、ごみ分別百科では燃やすごみになっていたのではないかと思います。例えば百科の10ページで、古紙類として収集しない、とにかく燃やすごみにということですね。そうなるとティッシュは燃やすごみに入っている。それから、紙おむつなんかも分別百科の26ページに紙おむつというのは、汚物はもちろんトイレに流して、燃やすごみに出すと。地域でもそうやって指導しているではないかと思います。

高井廃棄物政策課長:そうではなくて、これはあくまでも燃やすごみの中にどういうものが入っているかを調査したものですから、燃やすごみである紙類が入っていて当然です。しかし、その他にまだ分別できる紙がいっぱいありますよということで、リサイクル可能な新聞や折込チラシが入っていたり、よくある紙箱まで分別せずに入っていますよ、ということをお示しした資料になっているわけです。

小松委員:リサイクルできない紙類が入っているけれども、それはいいのだと。違反ごみではないのですね。

高井廃棄物政策課長:そうです。

小松委員:どうも、資料には「燃やすごみに混入している主なもの」とあるから、「紙類」全てを分別すれば、もっとごみ量が落ちると思ったのですが、違うのですね。

高井廃棄物政策課長:はい。

橋本委員:多分、これをこうしたいという意図があって、資料を作成したと思うのですがその意図が書いてない。ただデータだけなので、これを意図して施策を実施しどれぐらい見込んだ結果こうだった、というのであれば分かり易いのですけれども、データだけあると良いのか悪いのかちょっと分かりにくい。紙パックと段ボール、雑誌・雑紙をどうしたいのか、そういうのがあると分かりやすいのですけど。例えば一番下にある「その他紙類」はリサイクル出来ないから諦めるとか、雑誌だったらこうしたいとか。

高井廃棄物政策課長:はい。そうですね。

橋本委員:なんだか、捨てている人が悪いみたいな感じに聞こえでしまいますが。

高井廃棄物政策課長:資料の作り方の問題ですね。

菅原会長:生ごみがかなり詳しく説明されていますけど、例えばこの電動生ごみ処理機というの は高額ですよね。いくらくらいですか。

佐藤廃棄物対策課長:一般的に5万円くらいから10万くらいまで。もう少し高めもありますけど、 大体そのくらいです。 現在2万円を限度として1/2補助させていただいております。

管原会長:電動と、そうじゃないのとあると思いますが、例えば電動だとかなり臭いが発生しないようになっていて、それは良いことだけれども、電気を消費しますよね。今年はとりわけ節電というのがあって、そっちとの関連がありますよね。それから上の堆肥化というのは、何年か前

審議会で問題になった時に、畑を持っている人には使えるけれども、結局ちょっとした菜園をやっているだけだと使い切れない、という問題もある。特に新潟市は地域によって、街中は土地があっても臭いの問題だとか、できたものが使えないだとかということで、街中では難しいかと思います。

佐藤廃棄物対策課長:そうですね。電動生ごみ処理機についてご説明させていただきますと、実績としては落ちてきているというのが、まさにこの表(資料8)にあるとおりでございます。これにつきましては今、会長さんがおっしゃられたとおり処理先がない。特にマンションなどにお住まいの方はベランダ菜園みたいなレベルでしか使うことがないということになりますと、どうしても家の中で抱えていたものが多量に余ってしまうということから、実際問題、電動生ごみ処理機を購入されている方は、一戸建て住宅の方がほとんどで、共同住宅の方があまりいないというのが現状です。そういう点で、23年度から乾燥生ごみ堆肥化モデル事業で始めるというのも、マンションの方であったとしても電動生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを堆肥として活用することによって、電動生ごみ処理機を導入するひとつのきっかけになれば、という考え方でございます。

あと、コンポストにつきましては、バケツをひっくり返したようなもので、そこにどんどん枯葉とか生ごみを入れていくというもので、これは庭がなければできないものです。EM ボカシ容器については、ちょっと臭いが出やすいという性格もあります。そういう点で、電動生ごみ処理機が、初めて取り組む場合においては平易にできる、というような利点もあると思っております。

菅原会長:確かにグラフで見ると、生ごみを減らせばもっと減るのでしょうが、ちょっと対策が とりづらいような気もします。

泉環境部長:電動生ごみ処理機の補助制度を導入したのはだいぶ前の話ですけれども、当時としては本当にプリミティブ(原始的・素朴)で、電動生ごみ処理機を使うことによって減容化が実現できればよしとしようという時代もあったかと思います。この 23 年度から始めた乾燥生ごみ堆肥化モデル事業の課題は、やはり生ごみからできた堆肥を利用していただくことによって、市民の皆様から循環のループができていることを実感してもらう必要があり、これによって生ごみ処理の動機付けになるということです。他の市でも似たような制度をやっているところもありますが、減容化しても燃やすごみに入れて燃やしていた方もいらっしゃると思いますので、マンション世帯の方も生ごみ処理に取り組めるようモデル的に行うものです。

ここにきて、大震災で節電の話が出てきているので、電動生ごみ処理機における消費電力量の評価もしないといけなくなってきていますが、とりあえず今現行の電動生ごみ処理機をお使いの方もいらっしゃるので、その方々に対して電力を消費するのでだめということではなく、現時点では評価していない状況です。

橋本委員:他の自治体でこういう事業で成功しているというのはあるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長:モデルにしたのは仙台市です。仙台市は6,7年位前から行っていまして、

最初の数年はだいぶ苦戦というか、収集量もあまり多くなかったのですが、確か有料化があって、 やはりそれがひとつのきっかけになって、収集量がだいぶ上がったというのが、数値的には伺え ます。あとは札幌市が全域ではなくモデル的にやっているというくらいですね。

熊田委員:極端な話、家庭系の生ごみを今以上に減量するにはどうしたらいいかと考えた時に、 目方的に一番重いのがやはり生ごみだと思います。生ごみの減量を考えた場合、こういう色々な やり方もあるのですけど、行政として市全体の生ごみを分別対象とした回収というものを、考え ておられるのかというのをお聞きしたい。そうするのが一番減量に効果をあげることだと思うの で。要するに枝葉・草のような新しい分別を設けたように、生ごみという分別種も増やすような ことを考えておられるかお聞きしたいのですが。

高井廃棄物政策課長:生ごみの処理については、いろんな方法がありますよね。飼料化・堆肥化、あとはガス化、メタンガス発酵させるというのがあります。そして、一番難易度の高いのが飼料化だと思います。動物の餌になるわけですので、分別をきちんとやらなければならない。一番難易度の低いのはガス化になります。上越市ではガス化を全市で生ごみの分別回収を行っていますが、結局最終的には費用対効果の問題が発生するということで、まだ全国的にはガス化を全市的に取り入れているところはございません。

新潟市レベルの 80 万人規模の都市でやっているところは私の記憶ではないと思いますが、今 10 種 13 分別をやっている中で、もう 1 分別というのは、相当ハードルが高い領域なのかなと思います。きちんと分別がやれるかどうかにかかっているわけですので、どのレベルの分別になるかで、やはり行く方向が違ってくるのかなと考えています。従いまして、今はまだいろいろモデル的に水分を抜くようなことから始めて、例えば学校給食なんかで今は堆肥化しているのですが、それをなんとか飼料に持っていけないか等、そういうレベルの検討は進めているところです。

熊田委員:学校給食に関する検討段階ということですね。

高井廃棄物政策課長:そうです。できれば、今年度モデル的になんとかループを作って、できればそれがひとつのブランドとしてできないか、ということは今検討を進めているところです。

佐藤廃棄物対策課長:補足して申し上げると、学校給食につきましては、100%堆肥化しております。ただそれを堆肥化よりもう少しレベルの高い飼料化までやれないものか、ということで検討しているということで、ご理解いただきたいと思います。

松原委員:新潟大学の留学生で、以前日本の分別がどう思うかということを聞いたことがありまして、そのときスイスの学生が、スイスでは生ごみを回収してうまく肥料化されているという話を聞いたことがあります。もしそれがどのようになっているか分かればご調査いただきたいと思います。

高井廃棄物政策課長:飼料化ですか。肥料化ですか。

松原委員:肥料だったと思います。それからもう1つ。逆の話ですが、ここであまり出てないと思うのですが、一般の市民の立場に立ちますと、13分別は非常にストレスになっていて、しっかりした主婦の方はいいのですが、学生とか個人所帯だと13に分けてなおかつ特定の日にしか出せないのでは、その管理だけでも非常に大きな手間になっているということがあります。もう少し簡便なやり方がないか、他の政令市等を調べていただきたいと思います。特に色々な廃棄物の相場とか、焼却場の処理能力等で、状況は変わってくると思うのですが、そのあたりも含めて教えていただければと思います。

泉環境部長:今松原委員がお話いただきましたけれども、スイスの話につきましては、調べさせていただきます。先ほど生ごみのところでもお話した地域の循環ループという問題と、全市の循環ループの問題と、もっと小さい循環ループの問題と、3つくらいの規模で考えて、そのような循環ループの輪をどのようにしてまとめていくのかということを考えています。今言ったスイスの問題というのが、果たして全国レベルで統一されたものなのか、あるいは地域レベルで統一されたものなのか、地域レベルの中でも地方レベルの話なのかというのは調べてみる必要があると思います。今日本全国で、肥料というのはそれほど必要としていないという状況があり、価格が落ちつつある。しかしながら、希少なリン等は非常に高い値で安定している。中国から入ってこないといった状況もある一方で、日本というのはすごく、中途半端なリサイクルをしているというのは事実なので、それらを踏まえて考えていく必要があります。今後勉強させていただきたいと思います。

2つ目の 13 分別については、たくさん話がきています。学生さんだけではなくて、一番私共に力をいただいております、クリーンにいがた推進員の方から、一番直接的に苦情というかたちでお話を承っております。要するに、一番単純なこと言えば、1 週間のごみの分別が全部同じであれば、そんなに迷うことはないけれども、2 週間に一回とかひと月に一回があったり、3 種のものが同時にステーションに集まったりとか、このようなことで、お叱りをたくさん受けております。しかし、当時としては 13 分別でスタートしました。20 何分別もあるわけじゃないですから、住民の方々が少なくて、周知徹底ができるという見方もあると思いますが、80 万市民ともなると何が一番正しいのかというのはなかなか難しいところです。私どもとしては、せっかくリバウンドがなかったので、何とかやり遂げたいという気持ちは持っていますが、また次回も含めてご検討いただく中で、色々なご意見、方向性が出ると思いますので、ご意見は承っておきたいと思います。私としては実はおしいなと、資源として大切にしていく部分については大切にしていきたいなということも踏まえて、いかに簡便化できないかということについて他都市との比較でもって、もう一度、次回の審議会でもご意見いただきたいと思います。再度資料としてお示しできれば、お示ししたいと思いますので、今日のところはここまでにしていただきたいと思います。持ち帰らせていただきます。

菅原会長:今の話を聞いても、これは対応が難しいことだと思うのですけど、やはり隔週によって違うというのがストレスですよね。例えば、何曜日はこれだというような収集体制がとれれば、 多少ストレスは少なくなるのではと思います。今週はこのごみのはずなのに、間違えてしまった とか、それから月末第5週は収集がないとか。そのあたり、パターン化するといった収集方法ができれば、少しはストレスが減るのではないかと思います。しかし、収集体制の問題がありますよね。

泉環境部長:ただ、それをやると、13分別を大幅に減らして簡略化しないと、経費だけが高くなって税金をたくさん使うことになりはしないか、ということも難しいところで、これ以上ステーションを増やすことも現実的には難しいということもあり、論点整理をしないとなかなか次につながらない。13分別の問題につきましては、他都市の状況だけではなくて、論点がどのようなところにあるかということを、次回には皆様からいただいた苦情も含めて整理させていただきたいと思います。

松原委員: 危険物を入れる BOX みたいなのがあって、いつでも入れられる状況であれば、ストレスが相当減っていくと思うのですが、その辺は可能なのでしょうか。

泉環境部長:以前新潟市は、集団資源回収型でやっていました。しかしながら、10 種 13 分別をやった時に集団資源回収に、つまりコミュニティの中に入り込んでいけない人たちも結構いらっしゃるわけですから、その方々のためにステーション回収も始めました。もう 1 つは拠点回収といって、それが経費的に高いと昨年の事業仕分けでご批判を受けまして、今縮小しているところです。その際、仕分けを担当された、新大の先生によれば、ドイツでは古紙はすべて拠点回収が中心だということでした。市民をどこまで信頼し、やっていただけるのかという点からいうと、成熟すれば拠点回収で済む。なにも強制的に市役所が税金を使って、ここに持ってきなさいと言わなくてもやれますよ、とおっしゃられました。ドイツも調べましたけれども、どこまでリサイクルが進んでいるかというところで、日本は結構リサイクル率が高いし資源小国でもございますので、比較的有価物として扱うということになっていますが、有価物でないものもあります。拠点回収というのもひとつの方法だと思いますが、お年を取った方々もそこまで持って来ることができないという可能性もありますので、拠点回収だけで大丈夫なのかということも、やはり机上の空論ではなく、検討する必要があると思っています。我々としては拡大生産者責任で、製造者に引き取ってもらうのが一番ありがたい、と個人的に思っています。

藤井委員:せっかくスイスの例が出たので、調べたらきりがないのですけれども、私 10 年前にドイツのフライブルクというところに、リサイクルの研修に行ってきたのですが、10 年前に世界環境都市コンクールで 1 位になった都市です。スイスのことを調べるのであれば、参考程度でいいので調べていただきたい。というのは、今の話と共通するところがありまして、今回の基本計画というのは、成果を踏まえてより良い減量化とリサイクル化の推進を行うためにも、私は 10 種13 分別というのを根底から議論せず、ある程度の成果を踏まえて、もっと良いアイディア、工夫はないのかということを議論すべきだと思うのです。そういう意味では分別を増やすというのは前向きに捉えて良いのでしょうが、それこそ成熟した循環型社会を作る、あるいは市民の協働力、より良いコミュニティの協働力で、行政の効率化に貢献する。このようなことも踏まえて、前向きに捉えていったほうが良いのではないかと思います。ですから、分別というのをもっと市民の

方々に信頼関係を持ってやっていただくということが重要で、確かに分別が大変な方々もいらっしゃるわけですが、それはそれぞれの部分での工夫とアイディアでもって対処すれば良いのではないかと思います。この 10 種 13 分別の仕組みはやはり成果として捉えて、達成は達成として、承知した方が良いのではないかと思います。

熊田委員:びんの日は燃やすごみを出す日にケースが出ます。前日にケースが出るので、ほとんど間違いなく明日がびんの日ということが分かる。ですから、その他の生ごみとかプラごみとか以外の、有害危険物とか缶とかそういう日も、缶とか古紙とか明記したケースを燃やすごみの日に配置されたら間違いも少なくなるし、ストレスもかなり減るのではないかと思います。

ただ、ケースを常設じゃなく前日に出すという方法なので、スペースの問題とか収集の関係とかいろいろあるでしょうが、今のところびんの分別日は本当に分かっている。燃やすごみの日っていうのは 10 種 13 分別になる前からほとんどの地域は週 3 回というのは割と定着していて、間違える方はあまりいない。ですから、燃やすごみの日にケースが出ていると、明日はこの日だというのがはっきり分かり、間違いが減ると思います。

佐藤廃棄物対策課長:実際、びんのケースは午後から配布されているところもあるので、燃やす ごみを出した時に目にするとは限りませんが。

熊田委員:実務的に可能な地域もあるでしょうが不可能な地域もあるかと思います。ケースを前日に出しておけば、明日はこの日だというのがはっきり分かります。それこそストレスの軽減や間違いの軽減につながるかと思います。

松原委員:小規模の飲食店などの生ごみも事業系ごみですか。

佐藤廃棄物対策課長:はい。

藤井委員:素朴な疑問で今ごろすみませんが、ごみを朝集積場に出す時間は決っているのですか。

佐藤廃棄物対策課長:はい。旧新潟市では朝8時まで。白根広域、それから豊栄も8時までになっています。それから8時半までとなっているのは秋葉区と黒埼地区。それ以外は朝8時までです。旧新潟の場合は午後収集もあるので、そのときは12時までとなっています。

藤井委員:早朝だと何時から出せるのですか。

佐藤廃棄物対策課長:それは町内会の管理の仕方によって違います。例えば鍵を掛けるところもあります。

藤井委員: いや、ネットを使っているところは。

佐藤廃棄物対策課長:それも、例えばカラスの影響もあるので、朝 6 時からとかというように町内会で決めていまして、市としては何時からというのは厳密にはお伝えしておりません。

菅原会長:他に何かございますか。重要課題もまだありますので、次に進みたいと思います。

【重点課題】「事業系ごみの減量について」事務局説明

高井廃棄物政策課長:それでは、2 つ目の重点課題であります「事業系ごみの減量」について現状をご説明いたします。 資料 9 - 1 をご覧ください。こちらのグラフは事業系ごみ量の推移を示したものでございます。事業系ごみ全体を、許可ごみ、事業系直接搬入ごみ、家庭系直接搬入ごみ、公共ごみ、資源に分けて色分けしたグラフになっております。

許可ごみは、ごみ収集業者が事業所等から収集し市の施設に搬入しているごみになります。事業系直接搬入ごみは事業所等が直接施設に搬入しているごみになります。家庭系直接搬入ごみは市民の方が直接施設に搬入するごみになります。なお、新制度開始前は直接搬入に「家庭系」「事業系」の区別がない地域もあったことから、区分が不明なものについては事業系としてグラフには計上しております。

公共ごみというのは、道路清掃の側溝汚泥や不法投棄ごみなどが含まれます。資源については、市民が直接施設に搬入する「枝葉・草」や、堆肥化している給食ごみ等が主なものでございます。

事業系ごみは減少傾向にはありますが、家庭系ごみと比較するとその減少率はわずかです。平成 22 年度の確定ごみ量は現在取りまとめ中ですが、速報値で数字を載せております。小須戸火災による災害ごみを含め、家庭系の直接搬入ごみの増加などにより、平成 21 年度よりもごみ量が多くなっていることが伺えます。

それでは、資料9-2をご覧ください。組成別の事業系ごみ量をごみ組成調査結果の割合から推計したものになります。可燃ごみの内訳については、グラフで示しているとおり、年々減少傾向にあるものの紙類の割合が一番多くなっております。そして、紙類の中には雑誌・雑紙などリサイクル可能な古紙がまだ多く含まれております。不燃ごみにつきましては、可燃ごみと比べると全体量は少ないですが、容器包装プラスチックの混入が多いことが分かります。びん・缶・ペットボトルの混入量は減少傾向にありますが、まだ若干の混入が見られます。

次に資料10をご覧ください。 資料10 では現在の事業系ごみ減量施策について載せております。事業系ごみの排出抑制・リサイクル推進のための 10 分別の指針を策定し、それに基づいた「ごみ減量 リサイクルガイドライン」のパンフレットを作成して配布しているほか、平成 17 年 10 月から新田・亀田の焼却場で行っていた古紙搬入規制を、平成 20 年 6 月から市内全施設に拡大することで、古紙をリサイクルルートに誘導をしております。

また、事業用大規模建築物の所有者に対しては、「減量計画書」の提出を求めており、平成 22 年度でその提出率は 98.7%に達しています。また、減量計画書に基づく訪問調査を実施しているほか、「減量計画書」の提出対象となる事業所以外の小規模事業所に対しても、戸別訪問による適正排出指導を行っております。平成 21 年 ~ 23 年度で、15,000 事業所を訪問することを予定しており、平成 22 年度で 6,636 事業所を訪問し指導を行って参りました。

また、事業者にはごみの自己処理責任があることから、平成 20 年 6 月より事業系ごみの搬入手数料はごみ処理原価を徴収することを原則に 10kg あたり 130 円とし、料金の全市統一を行ったほか、市による事業系ごみの収集を廃止いたしました。

続いて<u>資料11</u>をご覧ください。事業系ごみのうち食品廃棄物の減量施策について検討する際には、このニューフードバレー構想についても触れる必要があると思いますので、簡単にご説明いたします。まず、「ニューフードバレー構想」とは、新潟市都市政策研究所の提言「田園環境都市構想」の中に掲げられている5つの戦略課題の1つで、食品産業の持続成長を確保するための構想です。

この中の主要課題の 1 つに「食品リサイクル」が位置づけられており、積極的な取組みが求められているところでございます。また、構想では新潟市における食品リサイクルの方向性を示しており、『堆肥化・飼料化・エネルギー化など複数の手法を視野に、「大きな循環」と「小さな循環」を組み合わせた、「新潟モデル」の食品リサイクルを進める。』とされております。

今後、市においてこの取組みを推進していくわけでございますが、当然ながら一般廃棄物処理 基本計画との整合性をとっていきたいと考えております。説明は以上でございます。

菅原会長:それではこの重点課題についてなにかご意見等ありましたらよろしくお願いします。

【重点課題】「事業系ごみの減量について」質問・意見等

山下委員:事業系ごみの中で、家庭系の直搬というのが載せられていますが、これについてご説明していただけますか。

高井廃棄物政策課長:家庭系の直搬ごみは、かつてはあまり多くありませんでした。しかし、有料化に伴い、特に粗大ごみを直接施設に搬入するというような行動を市民の方が近年取っておられます。直接搬入の場合、事業系については10kg 130円ですが、家庭からのものについては10kg 60円という料金設定をさせていただいております。例えば合併した旧新津市などが多いのですが、合併前は粗大ごみを戸別収集しており、料金をその場で徴収するやり方を行っていたと聞いております。この場合、家に居なければならないため、いつでも持っていけるということを新津の方は選択し直接搬入に結構多く出されていたというのがありました。また、他の地域でも新制度開始に伴って、いつでも出したいということで、そのような行動が見られます。私共としても、事業系ごみの中に家庭系直接搬入分を算入していいのかという根本的な問題や家庭系ごみ量が下がっている要因に家庭系ごみの直接搬入の影響もあるのではないかということで、家庭系ごみ量について目標設定すべきではないかということも内部では検討しています。

管原会長:グラフの作り方だと思うのですが、これは収集方法で事業系としていますよね。だけ ど内容的にはこの部分というのは家庭系に載せてつくらないと、ちょっと意味が違いますね。

高井廃棄物政策課長:そうです。19 年度に計画を策定した段階では、あまり影響がないだろうということで、こういう目標設定をしたのですが、年々増加傾向にあることを見ると、やはりその

あたりを整理すべきだろうということで、事務方では考えております。

山下委員:じゃあ、今後は家庭系の直搬も家庭系に入るということですか。

高井廃棄物政策課長:できればそちらのほうでカウントして目標設定もしていかなければならないということですね。

橋本委員:実際に私も(直接搬入を)何回か使わせてもらっているのですが、子供が大きくなって子供の物を捨てるとき、ごみ捨てのタイミングが合わない。だから、言い方は悪いのですが、お金を払えば引き取ってもらえるのだという発想で、直接搬入を利用するわけです。だから、家庭系のごみに算入した方がいいと思います。

高井廃棄物政策課長:そうですね。

菅原会長:有料化のときも、家庭系の直接搬入をどうこうという議論をやりましたが、ごみの出し方としては直接持っていくけど、それは家庭系のごみとして整理した方がよいということですね。

それから前の亀田製菓の委員の方(橋本委員の前任の伊藤委員)でしたか、「直接搬入で紙が入っているとすごく怒られるのに、他の施設では何も言われなかった」という話がありました。場所(施設)によっては指導がだいぶ違うのではないかと思います。この表(<u>資料9-2</u>)を見ると確かにかなりリサイクル可能な紙類が紛れ込んでいるようですね。これはサンプル調査での推計ですか。

高井廃棄物政策課長:そうです。展開検査を行いそのサンプルの割合を重量と掛け合わせて算出 しています。

菅原会長:実務的には搬入した時は細かくチェックはできないのですか。

高井廃棄物政策課長:通常は目視等やっているわけですが、展開検査も年に数回やらせていただいています。中身によって、まれに紙ごみだけというようなひどい場合は持ち帰り指導をしております。

泉環境部長:会長がおっしゃったのは、A の処理場と B の処理場では取り扱いが違うじゃないかと、厳しめのほうに徹底するようにということでしょうが、実際には展開検査を容易にできるようなバックヤードを持っている施設と比較的狭い施設で展開検査が実際やりにくい部分もあるという現状があります

藤井委員:事業系ごみ量として算入している家庭系直搬ごみですが、行政回収している家庭ごみ と組成が違うのではないですか。むしろ家庭系直搬が増えることによって、減量化あるいは行政 の収集に負荷を与えないかという点で、私はある意味結構な話じゃないかと思います。家庭系直搬を家庭ごみとしてカウントすることは、さらなる減量化を図る際に、ブレーキをかけることになりはしないかという気がするのですが、ここら辺いかがでしょうか。

泉環境部長:統計処理上、この 7,749 トンが事業系に入り込んでいるということの処理がやはりおかしいので、まず家庭系としてカウントしたいということです。その上で、大半を占めているステーション収集の中に、どういう組成が含まれているので、その部分はどう減らすかという話につなげていければと思っています。決して家庭系直搬が持って来られては困るという話ではありませんし、直搬はあくまで市民の皆様方の経済行動として、自分の車で持って行った方が袋を買って出すよりも、あるいは券を買って出すよりいいのだということですので、減量化にブレーキをかけるということにはならないと思います。

ただ、全体としてご議論いただいて最後にまた出てくると思いますが、3R のうちリサイクルだけでいいのかという点があります。やはり最終的には発生抑制に向かわなくてはいけないということも現計画に文言としては入っているわけで、そういう点から直搬だろうがステーションの収集だろうが、やはり排出抑制に向かうべきだという大くくりの中では、もう一工夫いるのではないかなと思っています。

高井廃棄物政策課長: ちなみに 7,749 トンのうち、1,083 トンは小須戸の大規模火災が含まれておりますので、これはちょっと統計的には入れていいのかというのはありますが、ただ傾向としてはやはり、直搬が増えている傾向が伺えるということになります。

菅原会長:大規模火災はここに入るのですね。震災のごみの処理はどのようになるのですか。

橋本委員:あれはごみじゃないですよね。廃棄物かもしれないけれど、ごみとは言わないですよね。

高井廃棄物政策課長:災害廃棄物ですね。

泉環境部長:ただし災害廃棄物のリサイクルのやり方については、今の法律上は市町村が定めることになっていますので、全国統一してこれは瓦礫だ、これは何だ、というふうにはなっておりません。したがって、仮置き場に置かれたものをどうするかは今のところ市町村に任されている状況です。

坂田委員:許可ごみというのは、事業者の方がごみを有料で許可を受けた収集業者に委託されて 持っていくと思うのですが、私が以前勤めていた会社ではリサイクルできるような古紙、段ボール、生ごみ等をきちんと分別していました。しかし、収集業者が持って行くときに、分別しないで一緒に焼却施設に出しているのではないかと思ったのです。

許可ごみの中でもリサイクルができるものとできないものというのを一度に出した時に、収集 業者が分別された状態で運搬することが可能であれば、リサイクルできるものをまとめて焼却施 設に持って行くのではなく、ちゃんとリサイクルする施設に持って行かせることも可能ではないかと思うのです。一方、それは手間がかかり処理にかかる費用が上がるという問題がでてくるのでしょうが。これからの方向性を考えた時に、ここがもうちょっとはっきり分かれば、対策を考えるきっかけになるかと思いました。

佐藤廃棄物対策課長:まさにおっしゃるとおりで、例えば事業系ごみとして排出事業者が出すと、それで生ごみと古紙とそれから他のものというのが一緒になれば 1 つのパッカー車で、収集できますよね。ところが、分別すれば別々の車で回収しないとリサイクルにはならないわけです。だからその分だけコストアップにつながる。そのコストアップにつながる分だけ排出事業者が納得しているかどうか、あるいは収集業者もどこまで車輌を出せるかどうか、対応が取れるかどうかという現実的な問題がネックになっているという状況はあります。

松原委員:新潟大学も同じような状況で、学生にしてみると家庭ごみは 13 分別で、学内に入ると大学は事業系ごみなので、分別が少し荒くなっているわけです。その食い違いがあって、学生が混乱してしまうということがあります。仕方のないことかもしれませんが、このあたりが何とかならないのかなと思います。

佐藤廃棄物対策課長:家庭系と違って事業系の場合、実は2種類の廃棄物に分かれます。家庭系から排出されるものは全て一般廃棄物になりますが、事業所から排出された場合は、産業廃棄物にあたるものと一般廃棄物にあたるものがあり、それぞれの許可に従って運搬しなければならず、同じ業者が全部運べるものではないという事情があります。そういう規制というのが家庭系と事業系で異なっている部分です。

泉環境部長:今1度お話しただけでも、家庭系ごみについては皆さん身近に感じていらっしゃると思いますが、事業系ごみについては、一部の方々以外にとっては、なかなか実感として沸かない部分もあると思いますので、事業系の廃棄物がどのように収集されているのかという流れと、今新潟市がやっている分別の制度というものを併せて、次回、次々回、事業系ごみの減量施策のあり方を審議する際に、資料としてお出ししたいと思います。産業廃棄物とか事業系一般廃棄物とか混乱してしまいますので。

松原委員:小さい飲食店の生ごみとかは個々の業者が手配しているのか、それとも収集する業者があって、一斉に持っていくのかというのが分からないのですが。

高井廃棄物政策課長:基本的には排出事業者責任ですから、個々の業者さんが収集業者と契約を 結んで、それをリサイクルルートに乗せるか、市の施設で焼却に回すかというのは、また別の問 題でしょうが、基本的には個々の排出事業者は個々の収集運搬業者と契約を結んで、処理をして もらうということです。

松原委員:京都に行ったときのことですが、夜 8 時に店舗が閉まるとき一斉に各店舗が生ごみを

出して、それを市なのか業者なのか分かりませんが一斉に回収していました。何をやっているのだろうと思いましたが、効率の良いことをやっているように思いました。

泉環境部長:商店街や組合でまとめて、そうやって出されているところも多分あると思います。しかし、小さな飲食店においては、一部のごみについて家庭系のごみステーションに紛れ込んでいるのではないかという想定は、私共の頭の中に一定程度あります。それは、契約の合意の下にやっているステーションもあると思います。排出事業者が自治会長さん達と、ごみステーションに出させてもらう代わりに町内会費を支払うような契約をしているところもあるでしょうし、勝手に捨てているところもあるでしょう。要するに地域のステーションのあり方が、市役所が強制的に上からステーション作ってくれということではなくて、地元でまとめた上でこの場所に設置してほしいという要望に対し、我々がステーションを設置するという形をとっていますので、基本的には自治会や町内会の方々が、事業系ごみの排出を許すのであれば、黙認せざるを得ない。しかし、法律上は事業系一般廃棄物ですので、好ましくないと言わざるを得ない状況です。どれくらい出ているのかということは把握しておりません。

松原委員:先ほど申しあげた京都で、そのような問題で進んだ取組みをしているようだったら、 教えていただきたいと思います。

菅原会長:よろしいでしょうか。それでは3番目、お願いします。

【重点課題】「ごみ量の減少に伴う効率的な処理体制の確立について」事務局説明

高井廃棄物政策課長:それでは、重点課題の3番目を説明したいと思います。資料12をご覧ください。こちらは新潟市における焼却施設の配置図でございます。現在6つの焼却施設が稼動しておりますが、が新田清掃センターですが、現在の施設の隣に、新しい焼却施設を建設中でございます。また、の豊栄環境センターは、聖籠町と新潟市で一部事務組合により施設運営を行っており、聖籠町と新潟市の旧豊栄地区のごみを処理しているものでございます。

次に、<u>資料13</u>をご覧ください。<u>資料12</u>の地図でお示ししました各施設の稼動状況を整理した表となっております。それぞれの施設の竣工年月、処理能力、処理量等が記載されております。

ごみ量減少に伴い、効率的な処理体制を確立するため、市民への影響度、施設の老朽度、処理 能力、稼働率、処理コスト等を総合的に勘案し、現在施設の統廃合に係る検討を進めているとこ るでございます。

最後に<u>資料14</u>をご覧ください。こちらは全国政令市の焼却施設の能力をまとめた表でございます。新潟市内6施設の平均稼働率は67.1%ですが、全国政令市の平均は概ね74%となっております。近年、各政令市においても家庭系ごみの有料化等、ごみ減量施策を展開しており、また分別の細分化により、リサイクル率も上昇傾向にあります。そうすると、焼却にまわるごみ量も減るため、焼却施設の稼働率も落ちていくこととなります。このことから、いくつかの政令市では、焼却施設の休止・廃止を検討・実施してきており、これによりごみ処理施設の稼働率を上げてい

る動きが出てきております。

一方、先般発生しました東日本大震災においては、広範囲にわたり大量の瓦礫が発生し、被災 県内だけでは処理しきれない状況となっております。巨大地震等の発生により、メインの焼却施 設が稼動することができなくなった場合、現在ある施設の余力をどの程度確保していくかといっ たことも、検討する必要があると考えております。

新潟市においても、ごみ減量施策により焼却施設の稼働率が低下していることから、効率的な 処理体制の確立は重点的な課題と認識しているところでございます。

以上、「現在の重点課題について」説明を終わります。

菅原会長:それではこのことにつきまして、なにかございましたらお願いします。

【重点課題】「ごみ量の減少に伴う効率的な処理体制の確立について」質問・意見等

椎谷委員:ごみ収集車でガスが抜かれていない缶か何かで、車輌に被害が出たとか、そのようなことは新潟市ではあるのでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長:現在、10 種 13 分別に切り替わったことで、全市統一して有害危険物というなかに、スプレー缶あるいはライターというものは分けていただいております。それについては、パッカー車ではなくて平ダンプで収集し、分別しながら回収するといった流れになっております。施設に搬入した際も、焼却施設に入れるのではなく、専用の処理機械で金属、プラスチックに分別し、中に入っているガスについても漏れ出さないように処理し、分別して資源化している状況です。火災事故については今のところ発生しておりません。

菅原会長: 資料 1 4 ですけど全国的にみて、22 年、23 年でだいぶ稼働率が平均で上がったのをみると、休止をする自治体が増えていますね。また、岡山市なんか見ると、廃止してもまだまだ低いところもあって、こういうところは廃止していくのでしょうが。遠くに運ぶとなると、運送の問題とか、地域の方々の収集時間の問題とか、そのあたりも多面に渡って考えないといけませんね。

これは具体的にどのくらいまで処理能力を落とすとか、という検討も進んでいるのですか。

高井廃棄物政策課長:まだごみ量が落ちているところですので、具体的にどの施設を廃止するというところまでは確定しておりません。 資料 1 3 にあるとおり年数が古いものとか、そういうところをより詳しく精査していく、という状況でございます。

泉環境部長:この資料13をもとにして、今後のごみ量の推計値も計りながら、さらに検討していきますが、この資料は施設の処理能力だけに限ってコスト等を記載している。要するにその施設単体としてどうなのかという話でしか出来上がっていない。これに、収集体制であるとか、市民の利便性の確保であるとか、あるいは余熱利用とか、そういうこともありますので、付随的に出てくるような問題について、影響度はどのくらいなのかとか、そのような点も含めて考えていく必要があると思います。平均値を見ても新潟市の場合は合併して大きな政令市になっている関

係上、それぞれに焼却施設を持っているため数が多いという現状は否めないと思います。

菅原会長:<mark>資料13</mark>ですが、処理方式で流動床というのは今までの普通の焼却方式なのですか。 ストーカというのが溶融炉なのですか。

伊深廃棄物施設課長:流動床もストーカ炉も前からございます。溶融炉は鎧潟にありますが、これは割と最近できた焼却方式ということです。流動床は熱く熱した砂を下の方で回しながらその熱で燃やしている。ストーカ炉は一定速度で押し出しながら燃やしている。若干方式は違っておりますが、燃焼度においては800度ちょっとということで、大体の処理については同じような温度かと思います。溶融炉につきましては、あらゆるものを溶かすということで、それよりもはるかに温度が高いという処理の方式でございます。

菅原会長:新・新田の溶融炉的なシステムとは違うのですね。

伊深廃棄物施設課長:はい。普通のストーカですが、いわゆる焼却灰を減容化するという意味で、 ごみ処理の熱で発電する電気を使いながら、資源物に変えていくということで、最終的に処分す る埋め立て残渣を少なくする方式をとっています。

菅原会長:この課題についても答申をするのですか。

泉環境部長:最初にお配りしました 資料3をご覧いただけますでしょうか。私共のスケジュール としては第3回目の「災害時の対応等その他諸課題について」のところでご意見等ありましたら、 施設の再配置についてもご意見を賜った上で、最終的に行政の責任のもとで計画に盛り込むとい う予定です。先ほど高井課長からも話があったと思いますが、この点については行政の責任の下 で進めつつ、どのように計画に盛り込むか等ご意見を賜りたいと考えております。

菅原会長:「その他諸課題」にあたるということですね。

泉環境部長:今までは、効率一辺倒という議論だったのですが、今回震災との関係で焼却能力というのはある程度必要ではないのかということも多分出てくるであろうと思います。そこで扱ってはどうかということで、事務局としては考えています。柔軟に検討していただければと考えています。

橋本委員:実績として他の市の災害廃棄物を引き受けたことはありますか。

佐藤廃棄物対策課長:(中越沖地震で)柏崎の焼却施設が動かなかった時に、新潟市にピストン輸送して処理したことはあります。

菅原会長:今回は回ってくるのですか。

泉環境部長:回ってくるかは分からないですが、4 月以降国から災害廃棄物の受入れに関する照会文書はいただいており、その都度回答しております。先般も最終回答ということで、回答したところです。資料13 にありますように若干の余力はありますので、焼却施設については災害廃棄物として認定されたものについては、一定量を受け入れるのもやむを得ませんという回答を国に提出したところです。この件はそのうち、全体について公表が行われると思います。受け入れるという意向はとりあえず示させていただいたということです。

藤井委員:冒頭のごみ処理基本計画の位置付けのなかで、上位計画といいますか、総合計画と環境基本計画とともに、新潟市地域防災計画というのがあります。そういうのと整合性をとる必要もあるのではないかと思いますが。

高井廃棄物政策課長:ご指摘のとおりです。

泉環境部長: 防災計画につきましては、今般の災害をうけ市長が既に議会の方で見直す予定があると言う話をしておりますので、全体の見直しの一環の中で、ごみ処理基本計画のものも組み込んでいただく、あるいはごみ処理基本計画にも書き込むということをしていきたいと思います。

菅原会長:それでは今日はよろしいでしょうか。これまで「 一般廃棄物処理基本計画の概要、 改定手順について」「 現計画の点検結果について」「 現在の重点課題について」事務局より説 明がありましたが、今後、第 2 回以降の審議会において諮問内容の検討を行い、答申につなげて いきたいと思います。それでは、審議を終了いたします。